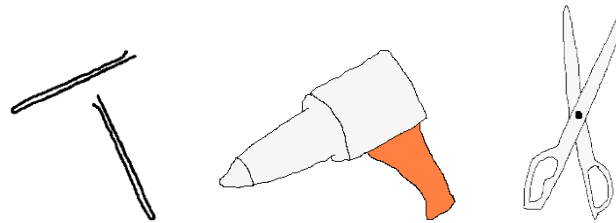


美容所開設のてびき



中野区保健所

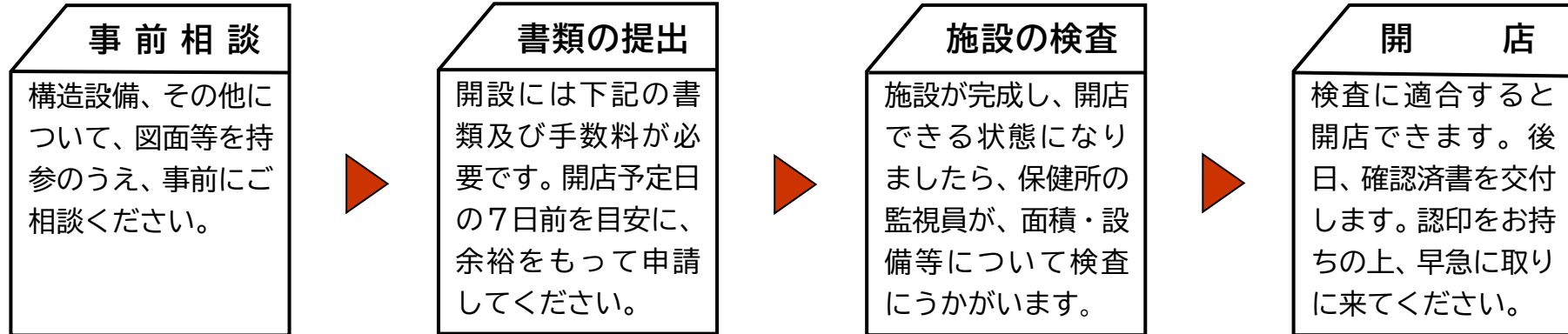
生活衛生課 医薬環境衛生係

〒164-0001 中野区中野2-17-4

電話 03(3382)6663

ファックス 03(3382)6667

美容所開設までの手続き



〈開設時に必要な書類〉

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
 - ◇施設の平面図、見取り図
- ✂ 従業員名簿
 - ◇有資格者の免許証（原本提示）
 - ◇有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無が記載された、3か月以内のもの）
 - ◇管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（原本提示）
- ✂ 検査手数料（16,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（戸籍等を記載したもの）（原本提示）

(例)美容所 構造設備概要

消毒済み器具保管場所

- ・ 汚染を受けないよう密閉された場所に保管。

毛髪箱、汚物箱

- ・ 各々別途に備える。
- ・ 各々ふたつきのもの。

未洗浄タオル入れ

消毒設備

- ・ 流水装置のある洗場。
- ・ 消毒薬・計量器具。
- ・ 未消毒器具容器。
- ・ 器具消毒用容器。
- ・ 器具乾燥棚等を備えること。

洗浄・消毒済みタオル棚

- ・ 汚染を受けない様、扉などがついた場所。

床・腰板

- ・ コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料とする。

客待ち場所

- ・ 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- ・ 作業室と明瞭に区分する。

美容イスの台数・作業室床面

- ・ 1作業室の面積は13㎡以上であること。(内法により算定)
- ・ 美容イス(セットイス、シャンプーイス、^{うちのり}コールド待ちイス等)は、作業室面積13㎡の場合、6台まで、さらに、美容イスを1台増すごとに3㎡を加えた面積以上とする。

採光・照明・換気

- ・ 採光、照明及び換気を十分に確保。
- ・ 作業面は、100lx以上。
- ・ 室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下。

美容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ✕ 新たに美容所を開設する。
- ✕ 施設を移転した。(仮店舗も含む)
- ✕ 施設を大規模に増改築した。 等

必要書類

- * 「開設時に必要な書類」(P.2)をご覧ください。

◆ 変更届

- ✕ 施設の名称が変わった。
- ✕ 施設を小規模に増改築した。
- ✕ 美容イスの台数が増減した。
- ✕ 開設者(法人)の名称、代表者、所在地が変わった。
- ✕ 開設者(個人)の住所、氏名が変わった。 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(登記事項証明書や、施設設備図面 等)

※設備を変更する場合は、事前に相談してください。

◆ 従業員変更届

- ✕ 従業員の**新規雇用**、**異動**、**退職**があった。
- ✕ 管理美容師の変更があった。
- ✕ 結核や伝染性疾患が治癒した。

必要書類

- * 従業員変更届
- * 有資格者の免許証(原本提示)
- * 医師による診断書(結核と伝染性皮膚疾患が無いとわかる
3か月以内の発行のもの)

(次のページへ続く→)

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 承継届（相続）

✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。

必要書類

- * 承継届
 - * 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹 等
- 【例】父から子へ承継した場合
相続人の範囲は、被相続人（父）の配偶者と子になる。

※ご家族の状況により、必要な書類が異なりますので、
届出する前に保健所にご確認ください。

◆ 承継届（合併・分割）

必要書類

- * 承継届
- * 営業を承継した法人の登記事項証明書

※法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 承継届（譲渡）

✕ 営業の譲渡により、開設者（法人・個人）の地位を承継した。

必要書類

- * 承継届
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 外国人が届出する場合は、住民票の写し（個人のみ）

◆ 廃止届

✕ 営業をやめた。 等

必要書類

- * 廃止届

※施設を廃止後、遅滞なく届出してください。

器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類
また血液が付着した疑いのある器具

十分に洗浄する

血液が付着した
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に
替えてもよい

血液が付着した疑いのない
器具・タオル類

十分に洗浄する

エタノールによる消毒

76.9～81.4%

次亜塩素酸ナトリウム
による消毒

0.1%

煮沸消毒器による消毒

沸騰させる

溶液中に 10 分間
以上浸す

2 分間以上煮沸する

逆性石ケン液

0.1～0.2%

グルコン酸クロルヘキシジ

0.05%

両性界面活性剤

0.1～0.2%

次亜塩素酸ナトリウム

0.01～0.1%

エタノール

76.9～81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85 μ W/cm²以上

溶液中に 10 分間
以上浸す

綿に含ませて拭く

10 分間以上触れさせる

20 分間以上照射

消毒薬を洗い流し、
乾燥する

保管庫や器具棚へ
収納する

美 容 所 の 衛 生 管 理

器具・布片類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること。
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること。
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと。 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること。
空気環境	開放型暖房器具等（石油ストーブなど）を使用するときは、定期的に換気すること。
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用すること。
手指等の清潔	一客ごとに作業前に手指を洗浄・消毒し、清潔に保つこと。
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること。

関 係 機 関 一 覧

令和6年1月4日現在

試験・免許・講習会などに関すること	
財団法人 理容師美容師試験研修センター 本部 〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚01（8F） <試験に関すること> TEL：03-5579-6875 <免許申請に関すること> TEL：03-5579-6878 <管理講習に関すること> TEL：03-5579-6115	
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	
	Tel：03-3445-8751